

「とっとり SDGs ロゴマーク」使用規約

1 目的

鳥取県（以下「県」という。）が、SDGs の普及・啓発のために別紙のとおり作成したとっとり SDGs ロゴマーク（以下「SDGs ロゴマーク」という。）を個人、企業又は団体等（以下「個人等」という。）が使用する場合の諸条件を定める。

2 使用原則

SDGs ロゴマークは、SDGs の達成に向けた取組を促進するため、広く個人等の使用を認めるものとする。

ただし、別紙に掲げるとっとり SDGs ロゴマーク③については、原則、「とっとり SDGs パートナー制度」登録者に限り使用を認めるものとする。

3 使用の条件

SDGs ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たす場合は、SDGs の普及・啓発のため、SDGs ロゴマークを使用することができる。この場合において、県への使用申請は要しない。

ただし、(4)については SDGs の達成に向けて県と連携して行う取組において使用する場合など、SDGs ロゴマークを使用することが適当であると県が事前に認める場合は、使用を認めることができる。

- (1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用するものでないこと。
- (2) 法令や公序良俗に反するものでないこと。
- (3) 特定の個人等の売名に使用するものでないこと。
- (4) 営利目的に使用するものでないこと。
- (5) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用するものでないこと。
- (6) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用するものでないこと。
- (7) 県のイメージや品位をおとしめるものでないこと。

4 使用に係る経費負担

SDGs ロゴマークの使用料は無料とする。

ただし、使用に係る通信費その他の費用が生じる場合は、使用者の負担とする。

5 損失補償等の責任

SDGs ロゴマークの使用は、使用者の責任で行うものとし、SDGs ロゴマークの使用により生じたあらゆる損害及び不利益について、県は一切責任を負わないものとする。

6 使用の禁止

使用者が上記「3 使用の条件」に反する使用を行った場合その他 SDGs ロゴマークを使用することが適当でないと県が認めた場合、県は当該使用者に対し使用の禁止を求めることができるものとする。

7 その他

この使用規約は、県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、使用者は変更後の使用規約を遵守しなければならない。

8 問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県令和の改新戦略本部政策戦略局協働参画課

電話番号 (0857) 26-7644 ファクシミリ (0857) 26-8107

電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

附則 この使用規約は、令和3年3月9日から施行する。

附則 この改正は、令和3年6月14日から施行する。

附則 この改正は、令和3年11月19日から施行する。

附則 この改正は、令和6年4月10日から施行する。

附則 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別紙

・とっとりSDGs ロゴマーク①



・とっとりSDGs ロゴマーク②



・とっとりSDGs ロゴマーク③

